

### 3.3 SRM 除去の徹底

#### 3.3.1 SRM に関する科学的知見

#### 3.3.2 と畜・解体法の現状に関する問題点

#### 3.3.3 SRM 除去の改善に関する見解

(SRM除去及び交差汚染防止の実施状況の検証)

SRM (頭部 (舌及び頬肉を除く。)、せき髄、回腸 (盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)) 及びせき柱) については、現在、不定期 (年1回程度) に調査している状況である。また、スタンニング方法、ピッシング、背割りによるせき髄片の飛散状況等についても、必要に応じて調査されている状況である<sup>4, 14)</sup>。

SRMは、中間取りまとめ<sup>2)</sup>で報告したようにその確実な排除がなされれば、ヒトのvCJDリスクは大きく低減するものであり、諸外国のみならず我が国においてもBSE対策の中心となる重要な施策である。このため、全てのと畜場において、確実にSRM除去がなされる方策を講じるとともに、SRM汚染防止方法が的確なものか否かの評価が常に行われなければならない。しかし、現状ではSRMの除去・焼却を行う際の標準的な作業手順及び確認方法を記載した文書及び実施記録が作成されていないと畜場も見受けられる。

厚生労働省においては、「①SRM管理に関する法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場におけるSRM管理の実態を定期的に行うこととし、スタンニングの方法、ピッシングの有無、SRMの除去・焼却を行う際の標準的な作業手順及び確認方法を記載した文書及び実施記録の作成状況、背割り前のせき髄除去の有無、SRMの焼却方法、背割り後のせき髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて定期的に調査を行い、その結果を公表する。②厚生労働科学研究において、と畜処理工程における枝肉等のSRM汚染防止の評価方法を開発し、と畜場における実用化を進める。」としているが、前述のようなSRM除去の意義に照らし、このような施策を進めることが重要であると考える。

なお、調査の結果、不適切なSRM管理が認められた場合にあっては、その内容に応じた改善計画を策定し、計画的に改善するよう指導するとともに、その改善状況について行政による重点的な監視を行うべきである。

る程度曖昧に記載すべきである。

・ 施策については、不十分であったり、各県の裁量に任されていたり、まだまだ不完全な実状が列記されているが、具合的にどのようにしたら良いかの記載が欠落している？

・ 「重要であると考え」でお終いか？何を、何時までに、どのようにして具体的に示すことを要求しないのか？

(ピッシング)

ピッシングは、その実施によりスタンニング孔から脳・せき髄組織が流出し、食肉及びと畜場の施設等が汚染される可能性や脳・せき髄組織が血液を介して他の臓器に移行する可能性があるとの指摘<sup>24)</sup>がなされており、食肉の安全性を確保する上で、その廃止を進めるべきであると考えられる。

現在、約3割のと畜場においてピッシングが廃止されている<sup>14)</sup>が、さらにピッシングの廃止を進めていく必要があり、ピッシングについて「引き続き中止の方針で検討を進める」とする厚生労働省の方針は重要であるが、今後さらに、具体的な目標を設定した実施計画を作成し、できる限り着実かつ速やかに実行されるべきである。

### 3. 4 飼料規制の実効性確保の強化

我が国におけるBSEの根絶を図るためには、飼料規制の徹底を図り、BSEの原因となるプリオンの伝播を防止することが最も重要である。

これまで、農林水産省においては、反すう動物に対して反すう動物由来たん白質が供給されることのないよう交差汚染の防止も視野に入れた規制措置を講じており、その実効性が上げられていると考えられるが<sup>18, 20)</sup>、さらに、輸入、販売、農家の各段階における飼料規制の徹底を図り、BS Eの発生阻止という最終的な課題を達成することが望まれる。

・2001年から言われていることがなぜこの程度しか実行されていないかを明らかにして、障害を取り除くように厚労省に提言？命令？等をするために本委員会が存在しているのでは？

・農水省の評価が少ないのでは？農水省の重要な施策はトレーサビリティと飼料の品質管理である。疑似患者の除外にどの程度影響がでてくるのか、新たな農水省の対策がラインの分離をどの程度担保するかについて論点を進めるべき。

・20ヶ月齢以下の問題に最も直接関係する点ではないか？実効性があがっているか否かはっきりしないなら、検証させてその成績をもって20ヶ月齢以下の問題を判断する必要がある。2001年10月以降、100%汚染物を

排除した条件下で牛が飼育されておれば、日本は国内のBSEを思い煩うことはない。しかし、この部分が充分担保されていないから論議がある。こんないいかげんな文で終えてもらいたくない。

・ 施策については、不十分であったり、各県の裁量に任されていたり、まだまだ不完全な実状が列記されているが、具合的にどのようにしたら良いかの記載が欠落している？

#### (輸入飼料に係る交差汚染の防止)

現在、飼料安全法に基づき飼料輸入業者は、業者名、本社住所、販売事業場所在地、保管施設所在地、輸入飼料の種類等を届け出ることとされており、届出内容からは配混合飼料について原材料の種類までの把握ができない<sup>20)</sup>。今後、動物由来たん白質の混入を防止し、BSEの原因となりうる輸入飼料の規制の徹底を図るべきである。

このため、配混合飼料の原材料を届出事項に追加することにより、輸入飼料の原材料を把握した上で、肥飼料検査所による検査を行うことなどは、輸入飼料の反すう動物由来たん白質の混合防止対策を徹底する上で重要であると考える。

#### (販売業者における規制の徹底)

販売業者における規制については、現在、農家のみ販売する業者（小売店）を除く飼料販売業者を届出対象としているが<sup>20)</sup>、販売業者への検査・指導体制の強化を図ることにより、飼料販売業者における飼料の保存に関する規制を徹底するため、飼料規制の監視対象に小売店を追加すべきであると考える。

#### (牛飼育農家における規制の徹底)

現在、地方農政局等においては、3畜種（牛、豚、鶏）の巡回点検調査を実施しているほか、都

道府県において、立入検査を行い、法令の周知徹底・指導を実施している。地方農政局等におけるこの巡回点検は3畜種をローテーションで実施し、都道府県等の立入検査の対象戸数・調査事項等は、各県の裁量により実施されているにとどまっている<sup>20)</sup>。

このため、検査・指導体制を強化することにより、牛飼養農家における飼料の誤用・流用を防止し得るよう、地方農政局等による牛農家巡回点検の毎年度実施、都道府県での重点検査・指導事項の提示、調査結果の公表等による BSE 対策の遵守の徹底を図るべきであると考える。

### 3. 5 BSE に関する調査研究の一層の推進

BSEに関する研究については、これまでも、厚生労働省及び農林水産省において、検査方法の検討、サーベイランス等を行うとともに、国産牛のBSE発生を機にと畜場における高感度迅速検査方法の開発、BSE発生のメカニズムの解明のための動物接種実験の実施、飼料・食肉等の異常プリオンたん白質の検出技術の開発や汚染防止方法の検討等を実施してきている<sup>4, 20)</sup>。

BSE対策については、検出感度及び特異性の高い検査法による感染牛の発見、SRM汚染防止による食肉の安全性の確保、さらには、発症メカニズムの解明等、多岐にわたる研究を進めることが重要であり、今後、両省において、BSE検査法の開発、SRM汚染防止措置の評価方法の開発、動物接種試験や牛への経口接種試験による異常プリオンたん白質の蓄積メカニズムの解明の研究を進めることは、重要であると考える。

・ 評論のような文ばかりと考える。

「図るべきである」と「図るべきである。」は違うのか？食品安全委員会は考えるところなのか？

・ リスク管理機関から研究費を得て、リスク評価に関連する研究を行っている研究者は、研究成果を公表すべき。研究者に直接要請するのではなく、リスク管理機関に要請して、概要と進捗状況を公表すべき。

・ 行政の評価のみならず、リスク評価に有用な研究の評価をすべき。

・ 研究者の立場からリスク評価に有用な研究を推進すべきことを提言すべき。

・ 8、9頭目の研究の進捗状況（8、9頭目がBSEか否かの見解も含めて）を示すべき。

・ 擬陽性牛（7.5頭目）の研究は実施したのか？

特に、調査研究の円滑な実施に必要な検体の採材、輸送、保管等について配慮されるべきである。  
また、BSE 対策に大きく貢献する原因究明に関する調査についても引き続き行われるものと考えるべきである。

## 結 論

### おわりに

厚生労働省及び農林水産省においては、本評価に基づくSRM除去(とりわけピッシングの廃止)、飼料規制の実行性確保を推進するに当たり、具体的な数値目標を設定し、客観的評価を行うことができる体制を構築すべきである。

なお、本評価に基づき実施された施策を含め、BSE対策全般について、毎年、本委員会に報告し、その評価を受けること、国民の合意を得ることに努めるなど、継続的に関連施策の有効性が確認されるべきであると考える。同時に、リスク評価の基本となる新しいデータ、科学的知見及び技術革新等が得られた場合には、速やかに見直しを行う必要がある。

また、本評価報告は、我が国における過去の集積データ及び評価を行うに足る関連データに基づき、若齢牛のリスク等を総合的に評価したものであり、このような様々な背景リスクから切り離して年齢のみによる評価を行ったものではない。従って、今後諸外国におけるBSE感染リスクの評価を行う際には、総合的な評価を行うための多様なデータの存在が必須になるものとする。

・リスク管理側が施策を実行する上で、有用な研究をすべき。

・品川委員（農林水産省）、佐多委員（厚生労働省）から研究の成果を示して頂きたい。

・データ取得に妨げになる可能性のある法令等は排除する必要があることを明記すべきではないか。

・厚生労働省、農林水産省のみでなく、文部科学省もそれなりの研究を実施している。ゲノム解析や農林水産省のトレーサビリティシステムの構築もそれなりに重要と考える。

・左記文言を追記すべき。

・リスク評価を行うためには、必要十分なデータがあ